

◎防除業者【農薬使用者】の皆様へのお願い

1 住宅地周辺の街路樹などの病害虫防除にあたっての留意事項について

気温が上昇する春以降は、病害虫の発生が多くなってきます。

病害虫の発生は、樹木や草花の生育などの障害になるため、適切な防除が必要です。

病害虫の防除において、農薬の散布は効果的な手段の一つですが、不適切な使用は周辺住民の健康や生活環境に悪影響を及ぼすことがありますので、安易に農薬に頼ることなく、病害虫の生態や発生状況を正確に把握し、害虫の捕殺や病気の枝葉の切除などの方法で防除することも必要です。

最近は、化学物質過敏症の方も増加しており、特に住宅地周辺での農薬散布にあたっては一層の配慮が必要ですので、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年10月 兵庫県農林水産部農林水産局長通知）等に基づき、周辺住民への周知や天候・時間帯の考慮など、環境に配慮した適正かつ安全な農薬使用を心がけてください。

今回、樹木防除のポイントや主な病害虫の生態などを別添のとおり取りまとめましたので、これからのお手伝いになります。

- ① (1) 街路樹の害虫防除のポイント
- ② (2) 樹木の主要病害虫について
- ③ (3) 住宅地などにおける農薬使用について (PDFファイル 24kb)
- ④ (4) (参考) アメリカシロヒトリに対するアセフェートカプセル剤の防除効果試験の概要

* * * 万一、事故等が起きた場合は、速やかに最寄りの県民局（農林振興事務所又は健康福祉事務所（人への被害の場合）等）へ連絡してください。

2 防除業の届出について

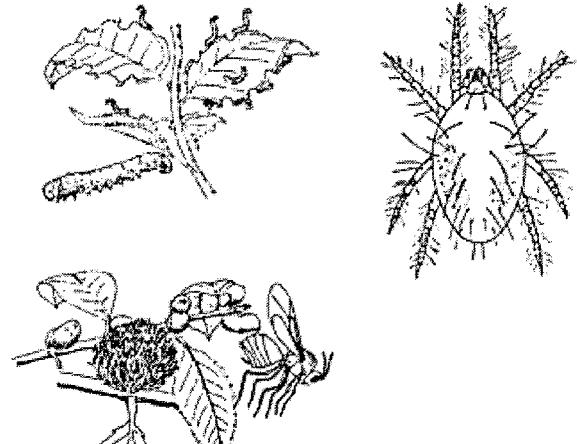
平成15年3月10日から施行された改正農薬取締法においては、「業」の概念が廃止され、防除業の届出は不要とされました。

しかし、本県においては、農薬の適正使用の指導を図るために「兵庫県防除業者に関する指導要綱」を制定し、引き続き、防除業者の届出を求めています。

新たに防除業を営まれる方、防除業届出事項の変更が生じた方々については、必要事項の届出をいただきますようお願いします。

- ① (1) 兵庫県防除業者に関する指導要綱 (PDFファイル 12kb)
- ② (2) 農薬使用者【防除業者】の皆様へのお願いのチラシ (PDFファイル 28kb)

街路樹の害虫防除の ポイント



兵庫県立農林水産技術総合センター
病害虫防除部 山下 賢一

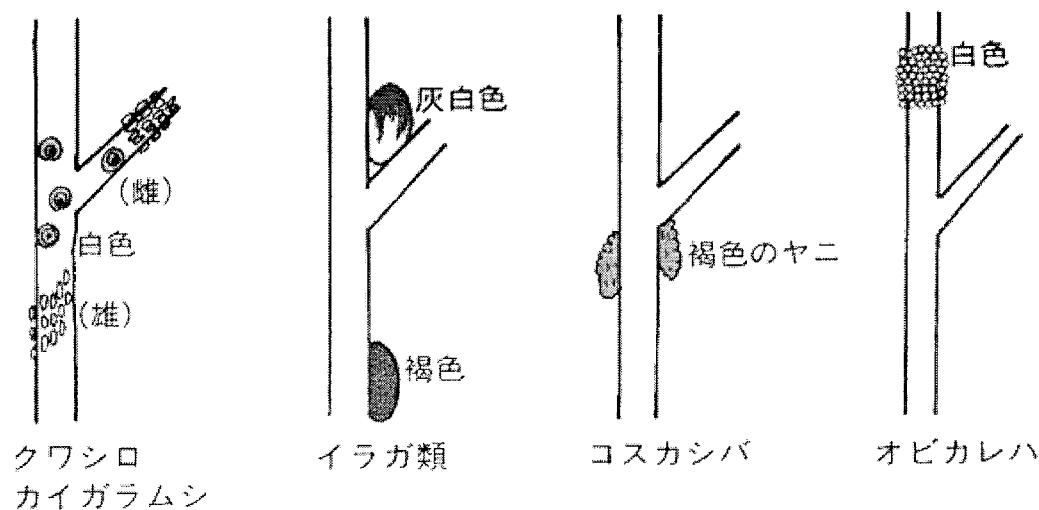


的確に防除するために

- ①いったい何が加害しているのか？（相手の正体を知る）
- ②害虫の生態は？（相手を知る）
- ③耕種的対策で発生量を減らす
- ④適剤を適期に適量散布

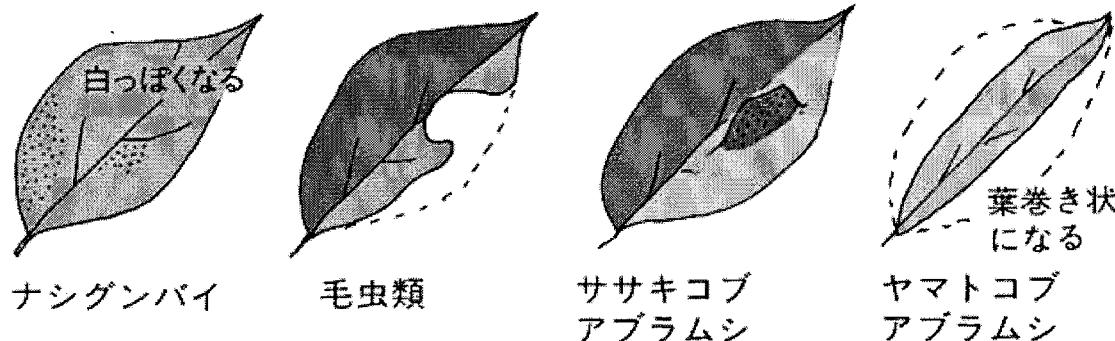


サクラの枝でみられる被害



オルトラン普及会「庭木・花木害虫防除ハンドブック」原図より 山下 改変

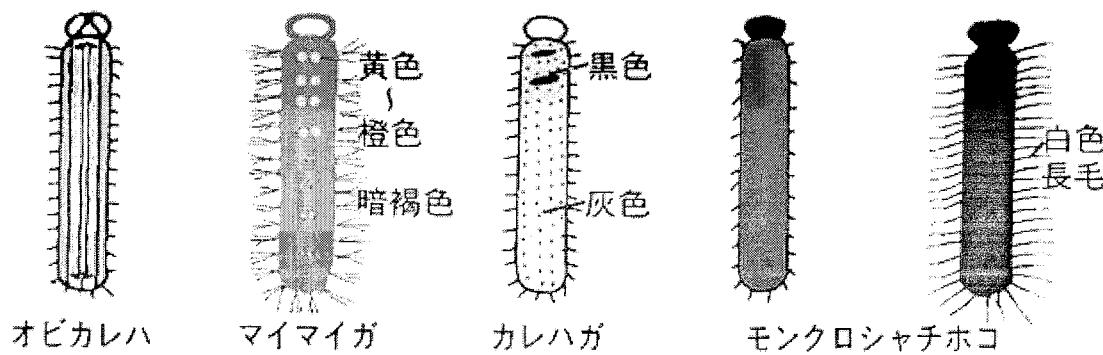
サクラの葉の被害の判別



葉裏に軍配型の虫

オルトラン普及会「庭木・花木害虫防除ハンドブック」原図より 山下 改変

サクラにつく蛾の幼虫 (大型)



オルトラン普及会「庭木・花木害虫防除ハンドブック」原図より 山下 改変